

議案第 50 号

三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約を次のように定めることに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項に規定する協議をすることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約

三重地方税管理回収機構規約（平成 16 年三重県指令地振第 4 号の 1021）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 号中「いる地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。